

第 160 号

くらしのウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー6月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

新型コロナウイルス感染症に関する特別定額**給付金**に関連した相談が寄せられています。

手続きに関して、行政・公的機関、金融機関の職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメール・SMSで個人情報や暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありません。



行政から委託されたという業者などからの電話や訪問、メール・SMSなどには反応せず、**個人情報は教えない**ようにしましょう。

少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに運んだ場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

新型コロナウイルス 給付金を装った詐欺に注意

・根拠のないうわさなどに惑わされずに正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より抜粋～

消費生活関連

6月中に12名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

*** 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です ***

- ・冠婚葬祭業者から「会員について案内をする。」と電話が来たが, 断った。
- ・「台所の排水管の汚れの清掃について案内をする。」と電話があったが, 断った。
- ・「以前, 通信販売で買い物をしたお客さん宛に連絡している。割安でサプリメントを購入することができる。」と電話が来たが, 必要ないので断った。
- ・電話を受けたところ, 音声ガイダンスで「パソコンのセキュリティーソフト」について案内が流れた。



訪問販売

*** 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です ***

- ・「お宅で取り付けている電気のメーターの説明をする。」と訪問した業者は, 名称も告げずに話を始めたので, 断った。
- ・業者がパンを売りに来たが, 業者名は聞き取れなかった。インターホン越しに断った。

訪問購入

*** 貴金属などの買い取りの訪問などについての情報です ***

- ・事前に電話で「不用品を買い取る。」と言われて, 承諾した。クーリング・オフ等について記載された書面が交付された後, 最後に雑談で「和服, アクセサリーもあれば買い取りをする。」と言われた。



消費生活相談員からのコメント

訪問購入を行う事業者が, 突然消費者宅に訪問して勧誘することは禁止されています。事前に事業者から訪問して良いかどうかの確認, 連絡がなく, 突然訪問を受けた場合には, きっぱりと断りましょう。

また, 事業者は「消費者が事前に勧誘を受け入れた物品」以外を勧誘することは禁止されています。

○電話などで買い取りを承諾した物品以外のものは売らない。

○買い取りや査定を依頼していない場合には「貴金属など」は見せたり, 触れさせない。

もし, 訪問購入の事業者に買い取りを依頼して売却した際には「物品の種類や特徴, 購入価格, クーリング・オフ等について記載された書面」の交付を求めましょう。

消費者はクーリング・オフ期間中(法律で定められた書面が交付された日を1日目として8日以内)は, 物品の引き渡しを拒むことができます。

(参考: 国民生活センターHP より)



(消費者庁イラスト集より)



その他

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛の関係なのか, 勧誘の電話も少なく, 静かだった。
- ・「宮城県内で, 6月に入り, 法務省の名称を使い『未納となっている料金について訴訟を開始する』といった内容の文書が届いたとの相談が急増している。」と, インターネット情報に書かれていた。
- ・5月はハンドソープなど品切れがあったが6月に入ってからスムーズに買えるようになった。
- ・3月から5月まで品不足が見られたペーパー類, 麺類, 粉類, 消毒液, マスク等が常時陳列販売されるようになった。

食品の品質表示

6月中に12名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈6月分〉

品目別	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生鮮食品	農産物	じゃがいも	22	有	22	
				無	0	
	農産物	さくらんぼ	名称・産地	22	有	22
					無	0
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏肉	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
加工食品	ヨーグルト	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	22	有	22	
				無	0	

◆報告

- ・じゃがいもは、例年に比べてまだ少し高い。
- ・じゃがいもは、小ぶりですぐに値段が高く感じる。
- ・農林水産物の宮城県放射能測定の発表が月3回あるが、山菜のタラノメ、ワラビ等から検出されているので気になる。



消費生活相談員からのコメント

県内の農林水産物の放射能測定結果について、直近の令和2年7月1日の発表では、農産物30点、林産物6点、水産物27点の検査を実施し、すべて基準値以下で、安全性に問題ないことが確認されています。過去の基準値を超えた品目については、出荷規制されています。

テイクアウト等を利用するときのポイント

～食中毒を防ぐために～

新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい生活様式」の普及に伴い、外食の機会が減少し、テイクアウトやデリバリーを利用される機会も増えていることと思います。

テイクアウト等を利用するときのポイントとしては、

- ・食品を購入したらすぐに帰宅し、長時間持ち歩かないようにしましょう。
- ・持ち帰ったら、すぐに食べましょう。すぐに食べない場合は、冷蔵庫で保存する等、長時間常温で放置しないようにしましょう。
- ・再加熱するときは中心までしっかり加熱しましょう。
- ・食べる前にはしっかり手洗いをしましょう。



これからの季節は気温と湿度が高くなり、食品による事故が起こるリスクが高くなるので、上記のポイントに注意しつつ、安全な食生活を送りましょう。

～消費者庁 HP より抜粋～

注意喚起情報

全国の消費生活センター等が2020年1月～4月に受け付けた新型コロナウイルス関連の消費生活相談が増加しています。

最も多いのはマスク関連で、マスクの品不足や高価格に関する相談や、インターネット通販で「商品が届かない」などの相談のほか、4月以降は「注文した覚えのないマスクが届いた」といった相談もみられました。トイレトペーパーについては、品不足や高価格、インターネット通販に関する相談が3月に多く寄せられました。国内・海外旅行、航空券、ホテルなどの旅行・宿泊関連や、結婚式場、スポーツジム等では、「新型コロナウイルス感染症の感染予防等を理由にキャンセルしたところ、規約通りのキャンセル料を請求された」など解約や解約料に関する相談が多くみられました。

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法も寄せられ、「マスクを無料送付する」などのメール・SMSや、行政機関をかたった電話等で、消費者の個人情報や銀行口座番号・クレジットカード番号等を詐取しようとするケース、「新型コロナウイルスが水道水に混ざっているので除去する」「新型コロナウイルス治療薬を開発する大手製薬会社名で、社債の購入代金の支払いを求められた」といった悪質な勧誘、特別定額給付金に関連した詐欺が疑われるケースなどがあつたと報告がありました。

～国民生活センターHPより抜粋～



～ 編集後記 ～

大崎市内でも、国民生活センターの注意喚起情報にあつたような相談が寄せられています。不安に思つた場合や、トラブルが生じた場合、また「怪しいな?」と思つたら、大崎市消費生活センター☎21-7321へ相談しましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき委嘱された消費生活ウォッチャーが、毎月行うモニター活動報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

令和2年7月21日 発行